

規制シート(様式)

(別紙1)

190195201760001

平成27年4月22日

規制の名称	宅地建物取引業の免許	所管府省	国土交通省
根拠法令等	宅地建物取引業法第3条	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	土地・建設産業局不動産課長 清瀬和彦
規制目的	国民の生活・経済活動の基盤である不動産の取引については、宅地建物の取引が適正に行われない場合、宅地建物取引の十分な知識を持ち合わせていない一般の売主や買主等となる国民に不測の損害を与えることになることから、宅地建物取引業については免許制度を実施することで、取引の公正を確保し、売主や貸主のみならず、買主や借主等の利益を保護を図っている。		
規制内容の概要	宅地建物取引業法第3条において、宅地建物取引業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては国土交通大臣の、1の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	宅地建物取引業法においては、国民の生活・経済活動の基盤である不動産の取引については、宅地建物の取引が適正に行われない場合、宅地建物取引の十分な知識を持ち合わせていない一般の売主や買主等となる国民に不測の損害を与えることになることから、宅地建物取引業については免許制度を実施し、免許基準を整備することで、宅地建物取引業を営むにふさわしい者か否かを審査し、不適格者を事前に排除することで、取引の公正を確保し、売主や貸主のみならず、買主や借主等の利益を保護を図っているところ。また、頻発する紛争等に対応して、免許の取消し等を含む監督事務を実施し、買主等の利益保護等を図っている。(※)このため、国や地方公共団体が媒介依頼をした場合であっても、買主等が不測の事態を生じる恐れがないよう免許制度を維持することが、買主等の利益の保護等のために必要である。 ※平成25年度においては、314件の監督処分、840件の勧告等を実施。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p>	<p>—</p>